

## 医療的ケア児者支援従事者養成研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、喀痰吸引等を必要とする在宅の障害児者を受け入れる障害児通所支援事業所及び生活介護事業所の職員の医療的ケア技術の向上を図るため、職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
  - (2) 喀痰吸引等研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。
  - (3) 医療的ケア児者 別表に定めるものとする。
  - (4) 障害児通所支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスとする（ただし、地方公共団体により設置運営されているものを除く）。
  - (5) 生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護事業所とする（ただし、国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く）。

### (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、埼玉県内（政令指定都市及び中核市を除く）に所在する障害児通所支援事業所及び生活介護事業所（以下、「当該事業所」という。）を運営する事業者とする。

### (補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 率	限 度 額
喀痰吸引等研修の受講料	10 / 10	職員1人当たり 50,000円

- 2 補助金の交付額は、上記限度額と研修受講料の実支出額を比較して、いずれか少

ないほうの額とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の対象となる要件は次のとおりとする。

- (1) 当該事業所が、補助金を交付する年度に、喀痰吸引等を必要とする在宅の医療的ケア児者を新たに受け入れる、若しくは受け入れる予定があること。
- (2) 当該事業所に所属する職員について、補助金を交付する年度に開催される喀痰吸引等研修に申込みをし当該年度内に修了していること。
- (3) 当該事業所に所属する職員が受講する喀痰吸引等研修の受講料を事業者が補助金を交付する年度に負担していること。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 喀痰吸引等研修を受講する当該事業所の職員の一覧(様式第1号別紙1)
- (2) 当該年度に開催される喀痰吸引等研修を申込み予定、あるいは申込み済みであることを証明する書類の写し

5 第1項の申請書は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更)

第7条 補助申請等の内容を変更しようとするときは、補助金等交付決定変更申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき交付決定の変更をするときは、補助金等交付決定変更通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は当該補助事業完了後、速やかに提出するものとする。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 喀痰吸引等研修を修了した職員の一覧（様式第5号別紙1）
- (2) 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

（交付額の確定）

第9条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（交付の方法）

第10条 県は、交付額の確定後に様式7号の請求に基づき、精算払により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以降に受講した喀痰吸引等研修を対象として適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月8日から施行し、令和3年4月1日以降に受講した喀痰吸引等研修を対象として適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

医療的ケア児者とは、次のような状態が6か月以上継続する障害児者とする。

項 目	
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
9	皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む。）
	持続皮下注射ポンプの使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）
12	導尿
	間歇的導尿 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）
13	排便管理
	消化管ストーマの使用
	摘便又は洗腸 浣腸※1
14	痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

※1 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。